

# 文教委員会資料

議案第175号

(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約  
の変更について

令和2年11月19日  
教育委員会事務局

## (仮称) 川崎市中心部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

(仮称) 川崎市中心部学校給食センター整備等事業 事業契約書の第 71 条第 4 項及び別紙 4-1 の規定に基づき契約金額の改定を行う必要があることから、令和元年第 5 回市議会定例会において議決（令和元年 12 月 12 日変更議決）された契約金額を変更するものである。

### 【事業契約書第 71 条第 4 項】

サービス購入料の額は、別紙 4-1 「サービス購入料の基本的な考え方」に定める方法に従って、決定及び改定（金利変動及び物価変動に伴うサービス購入料の改定等）されるものとする。

## 1 サービス購入料の仕組み

本事業における業務ごとのサービス購入料の構成は次のとおりである。

(サービス購入料の構成)

業 務	サービス購入料	支払時期	状況
給食センターの 設計・建設業務	サービス購入料A (一括払い)	給食センターの引渡し後に支払う	支払完了
	サービス購入料B (割賦払い)	給食センターの引渡し後から事業 期間終了までの間にわたり四半期 ごとに支払う	改定なし
開業準備業務	サービス購入料C (一括払い)	開業準備完了後に支払う	支払完了
給食センターの 維持管理・運営 業務	サービス購入料D (固定料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有
	サービス購入料E (変動料金)	維持管理・運営期間中に四半期ご とに支払う	改定有

## 2 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定について

サービス購入料D（固定料金分）及びE（変動料金分）については、「契約締結年度（平成 27 年度）」と「支払い対象となる令和 3 年度の維持管理・運営を行う前々年度 4 月が属する年（令和元年度）の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%を超える変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしている。

今回、改定の対象となる費用は、固定料金分の内「維持管理費相当分」、「運営費相当額（光熱水費相当分を除く）」、「運営費相当額（電気代相当分）」、「運営費相当額（ガス代相当分）」及び変動料金分の内「光熱水費相当分以外の単価」、「電気代相当分の単価」、「ガス代相当分の単価」であり、改定率は以下のとおりである。

(改定率)

項目	改定対象費用	平成27年度 価格指数(Io)	令和元年度 価格指数(In)	改定率 (In/Io)-1
固定 料金 分	維持管理費相当分	100.100	103.825	3.72%
	運営費相当額（光熱水費相当分を除く）	100.058	103.842	3.78%
	運営費相当額（電気代相当分）	96.833	99.825	3.08%
	運営費相当額（ガス代相当分）	96.325	92.125	-4.37%
	運営費相当額（上下水道料相当分）	100.000	101.492	1.49%
変動 料金 分	光熱水費相当分以外の単価	100.058	103.842	3.78%
	電気代相当分の単価	96.833	99.825	3.08%
	ガス代相当分の単価	96.325	92.125	-4.37%
	上下水道料金相当分の単価	100.000	101.492	1.49%

### 3 改定後の各サービス購入料及び契約金額

	改定前	改定後	改定額
サービス購入料A	741,118,519 円	741,118,519 円	0 円
サービス購入料B	2,601,399,425 円	2,601,399,425 円	0 円
サービス購入料 Bの元本部分	2,513,493,097 円	2,513,493,097 円	0 円
割賦金利※	87,906,328 円	87,906,328 円	0 円
サービス購入料C	78,208,000 円	78,208,000 円	0 円
サービス購入料D	6,509,373,857 円	6,523,876,209 円	14,502,352 円
サービス購入料E	341,688,184 円	342,120,712 円	432,528 円
税抜合計	10,271,787,985 円	10,286,722,865 円	14,934,880 円
消費税及び 地方消費税相当額	933,969,810 円	935,463,294 円	1,493,484 円
<b>税込合計</b>	<b>11,205,757,795 円</b>	<b>11,222,186,159 円</b>	<b>16,428,364 円</b>

※割賦金利は非課税